

喫煙可能室設置施設変更届出書に関するチェックリスト

喫煙可能室設置時の届出書の内容から、以下の事項のいずれかに変更が生じた <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙可能室設置施設の名称 ⇒ (1)へ ・喫煙可能室設置施設の所在地 ⇒ (2)へ ・管理権原者の氏名あるいは住所 ⇒ (3)へ 	
(1) 喫煙可能室設置施設の名称が変更となった場合	
<input type="checkbox"/>	「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止したもの(居酒屋をキャバレーにする場合など)ではないことを確認した
(2) 喫煙可能室設置施設の所在地が変更となった場合	
<input type="checkbox"/>	災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、 <u>法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開するものであることを確認した</u> ※これ以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)を行う場合については「新規店舗扱い」となるので、「喫煙可能室設置施設廃止届出書」の提出対象となります ※また、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行う場合についても、「新規店舗扱い」となるので、「喫煙可能室設置施設廃止届出書」の提出対象となります ※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部を変更しない場合については、「新規店舗扱い」にはなりません
(3) 管理権原者の氏名あるいは住所が変更となった場合	
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当することを確認した <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む) ※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。 ・個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合 ・法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合 ・個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合
<input type="checkbox"/>	変更内容を証明する書類(変更後の施設名称・所在地や変更後の管理権原者の氏名・住所がわかる書類)を喫煙可能室設置施設変更届出書に添付した 添付書類例: 飲食店営業許可の許可申請書・許可証や変更届の写し、運転免許証、保険証、戸籍抄本、定款、登記簿など
<input type="checkbox"/>	喫煙可能室設置施設変更届出書は、飲食店の <u>営業許可番号・許可日</u> も含めて記載漏れがないか確認した ※営業許可番号・許可日は変更届出時点のものを記載する

<参考> 各保健所連絡先・届出先一覧表

保健所・担当	所在地	電話	管轄市町村
徳島保健所 健康増進担当	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8904	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
吉野川保健所 健康増進担当	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-36-9018	吉野川市、阿波市
阿南保健所 健康増進担当	阿南市領家町野神319	0884-28-9874	阿南市、那賀町
美波保健所 健康増進担当	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7375	牟岐町、美波町、海陽町
美馬保健所 健康増進担当	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1016	美馬市、つるぎ町
三好保健所 健康増進担当	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1123	三好市、東みよし町